

鹿 児 島 県 公 報

令 和 3 年 9 月 10 日 (金) 第 242 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 救急病院等の認定 (3件) (保健医療福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 3
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 3
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 4

公 告

- 令和3年度砂利採取業務主任者試験公告 (商工政策課取扱い) 4
- 令和4年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告 (監理課取扱い) 5
- 令和4年度鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査の申請期間等に関する公告 (監理課取扱い) 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 個人演説会等を開催することができる施設の指定の一部改正 (選挙管理委員会取扱い) 6
- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 6

正 誤

- 鹿児島県公報第213号の4 (令和3年6月1日付け) の一部訂正 (※) (生活衛生課取扱い) 8
- 鹿児島県公報第195号の18 (令和3年3月30日付け) の一部訂正 (※) (子ども家庭課取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第933号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年9月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
大島郡宇検村大字宇検字波世間太原321番7
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び宇検村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第934号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和3年9月10日

鹿児島県知事 塩田康一

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
森園病院	薩摩川内市大小路町19番38号

2 認定の有効期限

令和6年8月15日

鹿児島県告示第935号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和3年9月10日

鹿児島県知事 塩田康一

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1号

2 認定の有効期限

令和6年9月24日

鹿児島県告示第936号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

令和3年9月10日

鹿児島県知事 塩田康一

1 診療所の名称及び所在地

診 療 所 の 名 称	所 在 地
河井脳神経外科	鹿児島市小松原二丁目10番19号

2 認定の有効期限

令和6年9月7日

鹿児島県告示第937号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年9月10日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
まごころ調剤薬局	曾於市財部町南俣3613番地1	令和3年9月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第938号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 3 年 9 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社以和貴会ケアサービス	鹿屋市串良町下小原3106	訪問看護ステーション以和貴苑	鹿屋市串良町下小原3106	令和 3 年 9 月 1 日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第939号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 3 年 9 月 10 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	阿多川辺線	南さつま市金峰町花瀬字針原623番1地先から同市金峰町花瀬字下原297番2地先まで	前	4.8～25.7	1,844.3
			前	12.6～54.0	1,550.7
			後	5.1～37.8	1,856.4
			後	12.7～51.5	1,551.3

鹿児島県告示第940号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 3 年 9 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	西之表市	急・本城1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第941号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 3 年 9 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	西之表市	急・本城 1

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第942号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 3 年 9 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	西之表市	急・本城 1

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第943号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 3 年 9 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	西之表市	急・本城 1

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

令和 3 年度砂利採取業務主任者試験公告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和 3 年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和 3 年 9 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 試験の期日

令和 3 年 11 月 12 日 (金) 午前 10 時から正午まで

2 試験の場所

鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号）

3 試験科目

試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行う。

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

- 4 受験資格
制限はない。
- 5 試験手数料
8,100円
- 6 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受験願書
 - イ 写真（出願前 6 月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形のもので、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
 - ウ 試験手数料（8,100円分の鹿児島県収入証紙を、受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）
 - (2) 提出書類等の提出先
鹿児島県商工労働水産部商工政策課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
なお、郵送の場合は、封筒の表面に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書き、書留郵便とすること。
- 7 提出書類等の受付期間
令和 3 年 9 月 30 日（木）から同年 10 月 28 日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
なお、郵送の場合は、令和 3 年 10 月 28 日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受験願書の用紙の交付
受験願書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市 名瀬永田町17番3号 郵便番号 894-8501）において交付する。
なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 合格者の発表
合格者に対し、合格証を郵送して行う。
- 10 その他
試験についての照会は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課（電話099-286-2111 内線2933）又は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（電話0997-57-7215）に対して行うこと。

.....

令和 4 年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告
 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成 8 年鹿児島県告示第1402号）第 7 条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。
 令和 3 年 9 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 対象者
県内に主たる営業所を有する者
- 2 申請を受け付ける場所及び期間

場 所	期 間	
	年 月 日	時 間
鹿児島県土木部監理課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）	令和 3 年 9 月 21 日から同年 10 月 15 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）。なお、郵送の場合は、令和 3 年 10 月 15 日の消印のあるものまで受け付ける。	8 : 30 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 17 : 15

.....

令和 4 年度鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査の申請期間等に関する公告

鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱（平成21年鹿児島県告示第485号）第7条の規定により、定期的入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

令和3年9月10日

鹿児島県知事 塩田康一

1 県内に本店を有する者

場 所	日 時	
	年 月 日	時 間
鹿児島県土木部監理課（鹿児島市鴨池新町10番1号）	令和3年10月1日から同月29日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）	8：30～17：15

2 県外に本店を有する者

場 所	日 時	
	年 月 日	時 間
鹿児島県土木部監理課（鹿児島市鴨池新町10番1号）	令和3年11月1日から同月30日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）	8：30～17：15

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項の規定により、個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催できる施設として薩摩川内市選挙管理委員会から施設の指定の変更の報告があったので、令和3年6月22日鹿児島県選挙管理委員会告示第17号（個人演説会等を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年9月10日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

表中	薩摩川内市セントピア（隈之城地区コミュニティセンター）	薩摩川内市勝目町3944番地3	500	公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社	を

「	薩摩川内市セントピア（隈之城地区コミュニティセンター）	薩摩川内市勝目町3944番地3	500	株式会社誠建設	に改め

る。

鹿児島県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和3年9月10日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届 出 年 月 日

岩下ようたろう後援会	岩下 陽太郎	岩下 陽太郎	始良市脇元395-2	令和3年 8月13日
神浦由美子後援会	神浦 由美子	神浦 知大	南さつま市金峰町高橋 1912	令和3年 8月13日
かわくぼ幸治後援会	川窪 幸治	川窪 みさよ	霧島市国分重久498- 1	令和3年 8月13日
かわごえ貞夫後援会	佐々良 正人	川越 百合子	霧島市牧園町高千穂 3340-87	令和3年 8月17日
神崎かずよし後援会	神崎 一斉	神崎 一斉	霧島市溝辺町麓1395- 3	令和3年 8月2日
島津康一郎後援会	島津 康一郎	川東 一	熊毛郡屋久島町麦生 922	令和3年 8月30日
なかむらみよこの I L o v e 屋久島 会	中村 美代子	中村 美代子	熊毛郡屋久島町平内 277番地99	令和3年 8月11日
持留忠義後援会	抜木 正人	持留 まち子	志布志市有明町野神 4409-2	令和3年 8月5日
山中雅人後援会	山中 雅人	山中 夕起子	曾於市末吉町諏訪方 8093-2	令和3年 8月31日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
自由民主党喜界町 支部	榮 哲治	主たる事務所 の所在地	大島郡喜界町 上嘉鉄435	大島郡喜界町 志戸桶813- 2	令和3年 8月12日
		代表者の氏 名	榮 哲治	外内 千里	
		会計責任者 の氏名	榮 優太	峰山 恵喜光	

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
川畑実道後援会	芝原 正文	代表者の氏 名	芝原 正文	中窪 征紀	令和3年 6月28日
小脇じゅんしろう 後援会	喜 豊徳	政治団体の 名称	小脇じゅんし ろう後援会	こわきじゅん しろう後援会	令和3年 7月27日
よしふく浩介後援 会	吉福 浩介	会計責任者 の氏名	吉福 浩介	富盛 麻美	令和3年 8月11日
よんご会	吉福 浩介	会計責任者 の氏名	吉福 浩介	富盛 麻美	令和3年 8月11日

3 解散の届出があった政治団体

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解 散 年 月 日
自由民主党鹿児島県日 置市区第二支部	日置市伊集院町郡二丁 目42	岩崎 昌弘	令和2年12月31日

正 誤

令和 3 年 6 月 1 日付け鹿児島県公報第 213 号の 4 中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
2	上から 4 行目及び 6 行目	実施	実地

令和 3 年 3 月 30 日付け鹿児島県公報第 195 号の 18 中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
1	上から 13 行目	別表第 2 を次のように改める。	別表第 2 を次のように改める。 別表第 2（第 42 条関係）